

議会力を高める府議会・委員会の
あり方に関する検討について
(2次答申)

令和3年3月
議会運営委員会
議会改革検討小委員会

目 次

1	検討の経過	
(1)	田中議長からの議会改革の取組に関する諮問	1
(2)	令和元年度の検討の経過	1
2	小委員会における検討	
(1)	委員	2
(2)	検討の経過	2
3	検討結果	
(1)	政策提言型特別委員会の試行の状況	
ア	「政策提言型」の概要	3
イ	令和元年度の取組	3
ウ	令和元年度の所属委員アンケート及び 委員長ヒアリングの結果	3
エ	令和2年度の取組	3
(2)	検討結果（提言）	4
ア	特別委員会の「政策提言」について	4
イ	その他特別委員会のあり方について	9
(3)	その他の検討状況	9
<参考資料>		
資料1	令和元年度の活動状況（「子育て」「担い手」）	11
資料2	令和元年度の「政策提言型」所属委員アンケート結果	13
資料3	同 委員長ヒアリング結果	17
資料4	議会改革に関する諮問書	20
資料5	議会力を高める府議会・委員会のあり方に 関する検討結果（1次答申）の骨子	21
資料6	議会改革に関する検討組織の設置について	23

1 検討の経過

(1) 田中議長からの議会改革の取組に関する諮問

京都府議会では、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取組を実施してきたところである。

議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮していくためには、議会改革に関し、不断の検討を行うことが求められている。

令和元年7月3日、田中議長から議会運営委員会に対し、新たな議会改革の課題として、次の2点について議会改革に関する諮問が行われた。

- 少子高齢化、人口減少という社会情勢にある中で、これらを見据え、新しい総合計画を策定しようという今、私たち府議会に求められていると考える「議員力」・「議会力」を高める取組について、議会改革の課題として、次の検討をお願いしたい。
 - I 選挙区ごとに選出される議員には、それぞれの地域の課題や要望をしっかりと把握し、地域の多様な可能性を感じながら、それらを府域全体の発展に資する府政の方針・政策・施策として鍛え上げる力量が求められており、そのための議員力向上の取組の実施検討
 - II 二代表制の一翼を担う議会は、知事等の執行機関に対する政策提言という重要な機能を有しており、その機能が今まで以上に機動的かつ効果的に発揮される、議会・委員会運営のあり方の検討（試行の検証を含む。）

(2) 令和元年度の検討の経過

(1)による田中議長からの諮問を受け、令和元年度に議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置して検討を行った結果（「議会力を高める府議会・委員会のあり方に関する検討について（1次答申）」（令和2年3月18日議会運営委員会答申）は、次のとおりであった。

- ・ 令和元年度からの2箇年で検討を行うべき項目（論点）として、①「意見・提言のあり方」（予算・決算特別委員会）、②「請願・陳情の処理及び審査のあり方」及び③「特別委員会のあり方」の3点を抽出し、上記①・②の検討結果を提言した。（提言内容は、[資料5](#) 答申骨子を参照のこと。）
- ・ 上記③については、令和2年度に検討を行う項目とした。

本答申を受け、令和2年5月27日、上記③「特別委員会のあり方」を検討するため、議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置して検討を行うことが、議会運営委員会において決定された。

小委員会において、検討を行った結果をここに報告するものである。

2 小委員会における検討

(1) 委員（12名）

- 委員長 荒巻 隆三（自民）
- 委員（自民） 藤山裕紀子、園崎 弘道、中村 正孝、青木 義照
萩原 豊久
- （共産） 光永 敦彦、西脇 郁子
- （府民） 平井 斉己、堤 淳太
- （公明） 諸岡 美津、村井 弘

(2) 検討の経過

1の(2)の③の検討項目「特別委員会のあり方」について、計12回にわたる検討を行い、この報告書を取りまとめたものである。

- R 2. 5.27 第1回 委員長の選任、今後の進め方等
- R 2. 6.11 第2回 検討事項の説明聴取
- R 2. 6.22 第3回 検討事項協議
- R 2. 6.29 第4回 前年度の政策提言型特別委員会委員長に対するヒアリング等
- R 2. 9.14 第5回 論点抽出（1）
- R 2. 9.25 第6回 論点抽出（2）
- R 2.10. 6 第7回 論点決定
- R 2.11. 2 第8回 論点協議（1）
- R 2.11.30 第9回 論点協議（2）
- R 2.12.18 第10回 まとめ協議・確認
- R 3. 2.22 第11回 まとめ協議・確認
- R 3. 3. 3 第12回 まとめ協議・確認

3 検討結果

(1) 政策提言型特別委員会の試行の状況

ア 「政策提言型」の概要

府議会では、府政の課題等に対応して設置される特別委員会において、調査研究活動で得た参考人の知見等を生かしながら、多様な府民の意見を府政に的確に反映させる「政策提言」の仕組みを備える「政策提言型」の試行を令和元年度から開始した。

当該「政策提言型」の試行の特徴をおおむね述べれば、次のとおりである。

- ① 年間運営における活動の当初から、提言しようとする「特定テーマ」を所管事項（付議事件）から抽出することで、目的意識をもって、特定課題の解決に必要な調査研究を、年間を通じ、具体的かつ効果的に行えるようにしようとしたこと。
- ② 審議の充実を図る「委員間討議」を標準的な運営に採用することで、正副委員長の下で、よりよい内容の「政策提言」を取りまとめる議論が有効に進展し、委員会の一致した思いとしての集約を円滑かつ効果的に行えるようにしようとしたこと。
- ③ 「政策提言型」の運営とするか（又は、「調査研究型」の運営とするか）は、委員会自身が任意に判断するものであること。

イ 令和元年度の取組

令和元年度においては、「子育て環境の充実に関する特別委員会」及び「産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会」の2つの特別委員会で「政策提言型」の運営が試行され、令和2年5月26日、5月臨時会中の各委員会で「政策提言」の決定に至り、理事調整会議の協議結果を踏まえ、翌27日、それぞれ議長と各委員長との連名で関係理事者（各委員会の筆頭理事者である部長級職員）に提言された。

なお、各委員会の年間の活動状況（実績）については、[資料1](#)のとおりである。

ウ 令和元年度の所属委員アンケート及び委員長ヒアリングの結果

「政策提言型」の検証を行うため、令和元年度に「政策提言型」の運営を試行した上記「子育て」「担い手」の両委員会の取組等に関し、各所属の委員にアンケートを実施した結果は[資料2](#)のとおりであり、同委員長2名にヒアリングを実施した結果は[資料3](#)のとおりである。

結果の要旨としては、特別委員会で「政策提言」を行う取組を評価し、今後の継続を求める意見が多くを占めたことで今後の方向性が確認された一方、課題の指摘もあったため、これらを踏まえて、小委員会での検討が進められることとなった。

エ 令和2年度の取組

令和2年度においては、4つの特別委員会で「政策提言型」の運営が試行され、令和3年5月臨時会での「政策提言」の取りまとめを目指した委員会運営が行われているところである。

(2) 検討結果（提言）

特別委員会のあり方について（「政策提言型」の今後の取扱いにあっては(1)の内容を踏まえた上で）、ア及びイの項目を小委員会で検討した結果、一致した結論については、次のとおりである。

- | |
|------------------------------------|
| ア 「政策提言」について
イ その他特別委員会のあり方について |
|------------------------------------|

なお、その他の意見については、(3)のとおりである。

ア 特別委員会の「政策提言」について

- 令和元年度からの「政策提言型」の試行では、特別委員会が、常任委員会との役割分担の下で、調査研究の結果を「政策提言」につなげる役割をしっかりと果たせること、及びその取りまとめに対する「委員間討議」の有効性を確認することができた。
- ◎ 来年度からは、今回の試行の成果を生かしつつ、小委員会で指摘された課題に対応し、柔軟な委員会運営の中で「政策提言」を行うことができるような発展的な見直しを図ることとし、次のとおり提言する。

〔提言1〕「政策提言型」の運用の発展的な見直し（「型」を区分しない運営へ）

- 特別委員会に、「政策提言型」という区分を設けて行う運営については、同委員会が「政策提言」に関し果たす役割や有効性を確認・検証するため試行的に実施してきたものであるが、そのことで、深掘りすべき政策課題の検討時間がかえって制約されているのではないか、また、提言しようとする「特定テーマ」の定め方によっては、本会議で議決された付議事件（所管事項）のうち、調査研究がなされない部分が生じるのは問題ではないか等の課題が指摘された。
- ◎ 今後は、委員会運営の自律的なあり方として、殊更、「型」にはめたような運営をせずとも、委員会の裁量で柔軟な運営を図ることにより、付議事件（所管事項）の調査研究を行い、必要に応じて、よりよい内容の「政策提言」につなげられるような、次なる試行・工夫のフェーズに今回の試行成果を発展させていくこととし（そのための提言は、以下に示す。）、「政策提言型」という区分を設けての試行運用は、令和3年5月臨時会までとしてはどうか。

〔提言 2〕 「毎回討議」の実施（試行の発展的取組①）

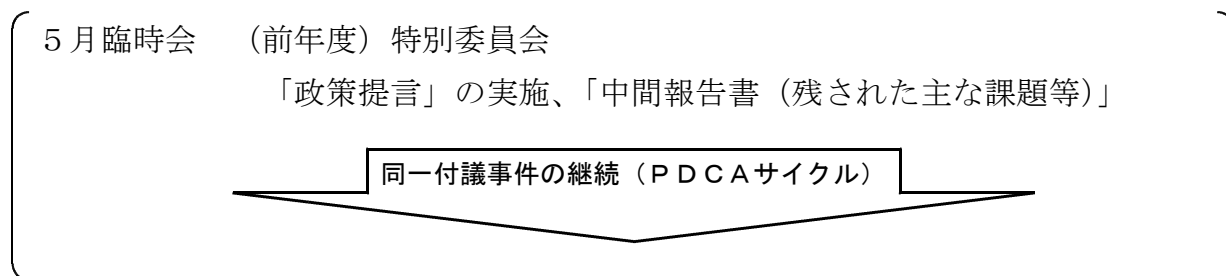
- 審議の充実を図る「委員間討議」については、提言しようとする「特定テーマ」をどうするのか、また、決定した「特定テーマ」をどう調査して深掘りし、論点整理を行い、さらに「政策提言」として、どうまとめ上げるのか議論をするため、「政策提言型」の標準的な運営として申合せに定め、実施してきた。
- 今後、「型」を区分しない柔軟な委員会運営を行う中においても、必要に応じて、よりよい内容の「政策提言」を行おうとすると、付議事件（所管事項）の調査研究を通じ、政策課題の所在や提言の必要性を、委員間で議論・討論できる場である「委員間討議」は、いっそう重要と考えられる。
- ◎ ついては、「委員間討議」については、来年度以降、全ての特別委員会の標準的な運営とすることを申し合わせの上、原則、毎回、実施してはどうか。

〔提言 3〕 「毎回討議」の試行・工夫（試行の発展的取組②）

- 「委員会の裁量で柔軟な運営を図ることにより、付議事件（所管事項）の調査研究を行い、必要に応じて、よりよい内容の「政策提言」につなげる〔提言 1〕には、年間運営の中で目的意識をもって「毎回討議」〔提言 2〕を有効かつ効果的に行うなど、経験の積み重ねが今後もますます必要であると思われる。
- ◎ ついては、「政策提言型」の試行の成果等も踏まえ、来年度からの「毎回討議」を活用した委員会運営の試行・工夫イメージを整理したので、参考とされたい。

- ① 「毎回討議」を活用した特別委員会の年間運営・・・（別紙 1）
- ② 特別委員会における「政策提言」取りまとめの方法・・・（別紙 2）

「毎回討議」を活用した特別委員会の年間運営について



(互 選) 特別委員会設置、正副委員長選任

(初 回) 「毎回討議※」(運営方針) ※議事名としては「委員間討議」

(毎回討議 (初回))

- ・ 特別委員会の運営方針

(運営方針 (イメージ))

- ・ それぞれの特別委員会の置かれた状況を踏まえて柔軟に。

(例1) 調査研究を進め、課題を深掘りし、その過程で政策提言の必要があるとなれば、提言の検討を行う方向性を確認した。

(例2) 専ら、調査研究を行う方向性を確認した。

(例3) 前年度の「中間報告 (残された主な課題等)」も踏まえ、政策提言をできる限り実施する方向性で運営することとし、「特定テーマ」を協議した。

※ (例1) は、今回の試行検証結果を踏まえた「標準的」な運営方針。

※ (例2) は、今年度までの「調査研究型」に近く、(例3) は、「政策提言型」に近いが、委員会が柔軟に(「型」にはめず)運営方針を討議する中で、委員会で一致できる場合は、結果的にこうした運営方針となることも、もちろん可能。

(各定例会の活動) ※ 参考人陳述・意見交換、「毎回討議」

(毎回討議)

- ・ 「毎回討議」の各回のテーマは、各委員がともに問題意識を共有できるような調査事項とすることが、より有効かつ効果的ではないか。
- ・ 例えば、①その日の参考人意見陳述で聴取したテーマに係る府政の課題を討議したり、②実施した管内外調査を府政に生かすことができる点の有無を討議したりすることが考えられるのではないか。



- ・ 討議の結果、「特定テーマ」に係る政策提言の必要があるとした場合には、その内容について討議することとする。

(管内外調査 (1泊2日又は2泊3日))

- ・ 「政策提言」をにらんだ「特定テーマ」の調査を行う場合であっても、調査事項全般について調査可能とする。(従前どおり)

(閉会中の活動)

- ・ 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能。(従前どおり)



(「政策提言」が取りまとめ次第)

・ 政策提案・提言 (報告書) の決定



(政策提言の取扱いは、理事調整会議で協議し、議会運営委員会で決定)

特別委員会における「政策提言」取りまとめの方法

	R3年度からの取扱い (特別委員会共通)	「政策提言型」(R1・2)	
①政策提言に係る 基本的な考え方	特別委員会は、府政等の課題等に関し、府民の意見を府政に的確に反映させるため、必要に応じた「政策提言」を行うよう努める。		
標準的 運 営	<u>付議事件の調査研究を通じ、「政策提言」の必要性を柔軟に判断</u>	<u>「政策提言」を目指した運営を行うかどうかを当初に判断</u>	
② 提言の 取りまとめ ルール	提言内容	全会一致を原則(適宜正副に一任)	
	提言の取 扱い	理事調整会議での協議を踏まえ、議会運営委員会で決定(各派一致) [協議結果(R1実績)] (1) 議運委員長から議長に対し特別委員会において提言が取りまとめられた旨を報告の上、各委員長から議長に提言書を提出 (2) 執行部への提出先は、各委員会の筆頭理事者である部長級職員とし、議長と委員長の連名で提出する。 (3) 措置要求状況報告は求めない。	
③ 取りま とめの 手法	委員間討議	<u>全特別委員会で実施(毎回討議)</u>	<u>「政策提言型」のみ実施</u>
	討議 内容	・委員会運営方針(初回) ・ <u>付議事件に係る調査事項</u> ・提言に係る「特定テーマ」	・委員会運営方針(初回) ・提言に係る「特定テーマ」
	管内外調査	「提言」以外の調査も可能	同左
	閉会中活動	必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に開催可能	同左
	試行・工夫 の例(提言 事項)	・意見が合わないものを除外し、合うもののみを一致させる最大公約数的な手法(まとめが小さくなる)ではなく、意見の共通項を探る最小公倍数的な手法(大きくまとめる)を発展させてはどうか。 ・条例の制定を提言する場合には、その必要性に係る立法事実の精査が必要ではないか。	

イ その他特別委員会のあり方について

- 特別委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非などについても、今年度、アによる政策提言型特別委員会の検証に併せ議論を行ったが、「府議会としてこれまで積み上げてきた現在のスキームに、現時点での必要な考え方がしっかりと織り込まれていると考えられる」等として、「現状どおりとする」との結論に至った。
- その上で、その時々の方策課題や新型コロナウイルス感染症対策のような緊急に対応すべき事項が発生した場合に、特別委員会を機動的に設置し対応する考え方（設置するとした場合は、そのルール決め）も含め、府議会がどう受け止めていくのかについて、今後、検討してはどうかとの意見があった。

(3) その他の検討状況

特別委員会のあり方に関連して小委員会で述べられたその他の主な意見（委員会全体に関する意見を含む。）を今後の議論に資するため、次のとおり示す。

- 今後、特別委員会で、「政策提言」の必要性を柔軟に判断し、提言するに際しては、その内容が、どう生かされるのか、また、どう検証されるのかということも見ていく必要があるのではないか。
- 審議の充実という観点から、委員会での発言時間の制約について、他府県や市町村の事例も参考にし、緩やかにする等の検討を行ってはどうか。
- 府議会では、委員会が当日同時刻に開催されているため、委員外議員の出席が困難であるところ、仮に常任委員会を1日1委員会の開催としたならば、委員でない議員も出席できるようになるが、例えばこのように、議員全員の思いをできるだけ反映させることができるような委員会の仕組みを検討できないか。

<参考資料>

資料 1	令和元年度の活動状況（「子育て」「担い手」	11
資料 2	令和元年度の「政策提言型」所属委員アンケート結果	13
資料 3	同 委員長ヒアリング結果	17
資料 4	議会改革に関する諮問書	20
資料 5	議会力を高める府議会・委員会のあり方に 関する検討結果（1次答申）の骨子	21
資料 6	議会改革に関する検討組織の設置について	23

令和元年度 子育て環境の充実に関する特別委員会 活動状況

全8回（うち閉会中1回）、管外調査1回

委員会等	開催日	内容
初回委員会	R1. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○出席要求理事者 ○確認事項 ○所管事項に係る事務事業概要 ○今期の委員会運営方針 →政策提言型特別委員会として運営することを決定 ○今後の委員会運営 →政策提言を行う「特定テーマ」について意見交換
6月定例会	R1. 7. 2	<ul style="list-style-type: none"> ○政策提言を行う「特定テーマ」の決定 「出生から青少年期にかけての子育て環境の充実について」 ○所管事項の調査 「児童虐待の現状、課題及び対応策について」 (理事者から説明を聴取) ○委員間討議
管外調査	R1. 8. 5 ～ 6	<ul style="list-style-type: none"> ●常陸太田市議会 ・「子育て上手 常陸太田」の取組について ●茨城県議会 ・「茨城県子どもを虐待から守る条例」と児童虐待対策について ●ねむの木学園 ・障害のある子どもの支援について ・施設視察
9月定例会	R1. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○所管事項の調査 「児童虐待の現状について ～市町村と児童心理治療施設の現場から～」 参考人：宇治田原町健康福祉部健康児童課 課長 立原 信子 氏 社会福祉法人るんびに苑 児童心理治療施設るんびに学園 臨床心理士 朝比奈 裕 氏 ○委員間討議
12月定例会	R1. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ○所管事項の調査 「安心して子どもを生き育てることができる環境づくりについて～医療現場から見た妊娠・出産・子育ての現状～」 参考人：京都府立医科大学 産婦人科学教室 教授 北脇 城 氏 小児科学教室 教授 細井 創 氏 ○政策提案・提言（委員長素案）に係る委員間討議
2月定例会	R2. 3. 17	<ul style="list-style-type: none"> ○所管事項の調査 「児童相談所における現状について」 (理事者（児童相談所職員）から説明を聴取) ○政策提案・提言（案）に係る委員間討議
4月閉会中	R2. 4. 17	<ul style="list-style-type: none"> ○政策提案・提言（案）に係る委員間討議 ※理事者に出席要求せず委員のみで開催
5月臨時会	R2. 5. 26	○政策提案・提言及び中間報告の決定
	R2. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> ■理事調整会議 ・委員長から政策提案・提言の報告 ※議長・特別委員長の連名で関係部長あて政策提案・提言を送付し、執行機関への措置状況の確認は行わないことを確認。 ■議長への報告・提出 ・議運委員長から議長に報告の後、特別委員長から議長に政策提案・提言を提出。 ■関係部長あて送付

令和元年度 産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会 活動状況

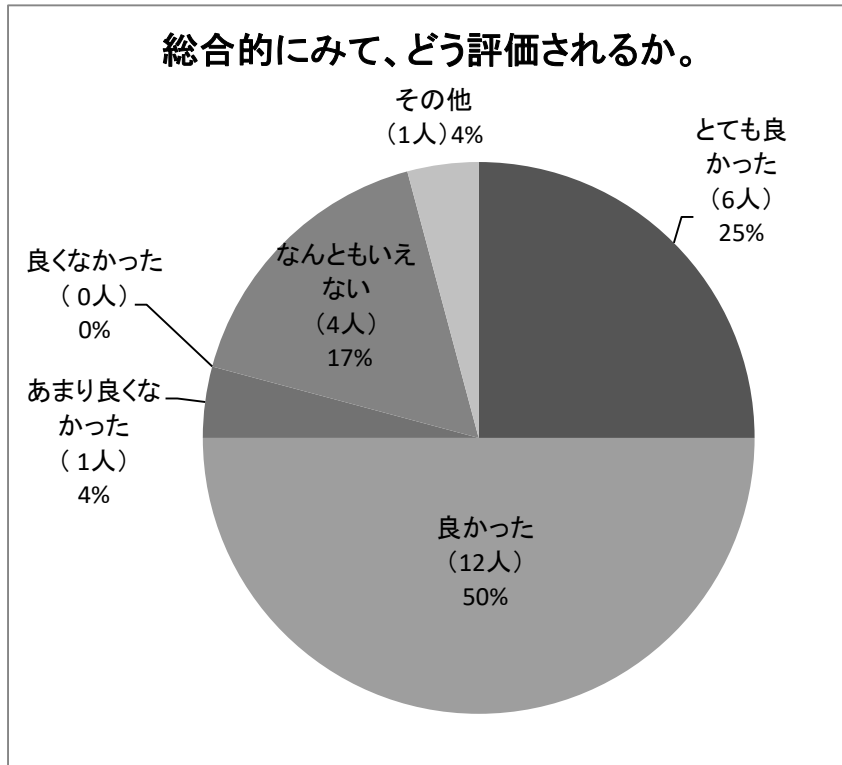
全8回（うち閉会中1回）、管外調査1回

委員会等	開催日	内容
初回委員会	R1. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○出席要求理事者 ○確認事項 ○所管事項に係る事務事業概要 ○今期の委員会運営方針 →政策提言型特別委員会として運営することを決定 ○今後の委員会運営 →政策提言を行う「特定テーマ」について意見交換
6月定例会	R1. 7. 2	<ul style="list-style-type: none"> ○政策提言を行う「特定テーマ」の決定 「多様な人材や担い手の確保及び育成について」 ○所管事項の調査 「外国人労働者に係る本府の現状等について」 (理事者から説明を聴取) ○委員間討議
管外調査	R1. 8. 8 ～ 9	<ul style="list-style-type: none"> ●富士教育訓練センター <ul style="list-style-type: none"> ・建設技術者・技能者育成の取組について ・施設視察 ●静岡県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・産業を支える人材確保の取組について ●アルプススチール株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材活躍の取組について ・施設視察 ●岐阜県立岐阜工業高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的職業人育成の取組について ・施設視察
9月定例会	R1. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○所管事項の調査 「外国人労働者の受入れに係る企業の取組について」 参考人：ジャパンマリンユナイテッド株式会社 人事部 外国人実習生統括グループ長 一重 克彦 氏 サント機工株式会社 代表取締役社長 山下 敬史 氏 ○委員間討議
12月定例会	R1. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ○所管事項の調査 「若者の雇用対策について」 参考人：京都労働局長 南保 昌孝 氏 特定非営利活動法人グローバル人材開発センター 専務理事 中谷 真憲 氏 ○委員間討議
2月定例会	R2. 3. 17	<ul style="list-style-type: none"> ○所管事項の調査 「中小企業の採用力向上の取組等について」 参考人：中小企業人材確保・多様な働き方推進センター 事業責任者 富本 剛 氏 オムロンエキスパートリンク株式会社 人財ソリューション事業部 就業支援グループ長 紙谷 由利 氏 株式会社大滝工務店 代表取締役 大滝 雄介 氏 ○委員間討議
4月閉会中	R2. 4. 22	○政策提案・提言（案）に係る委員間討議
5月臨時会	R2. 5. 26	○政策提案・提言及び中間報告の決定
	R2. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> ■理事調整会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長から政策提案・提言の報告 ※議長・特別委員長の連名で関係部長あて政策提案・提言を送付し、執行機関への措置状況の確認は行わないことを確認。 ■議長への報告・提出 <ul style="list-style-type: none"> ・議運委員長から議長に報告の後、特別委員長から議長に政策提案・提言を提出。 ■関係部長あて送付

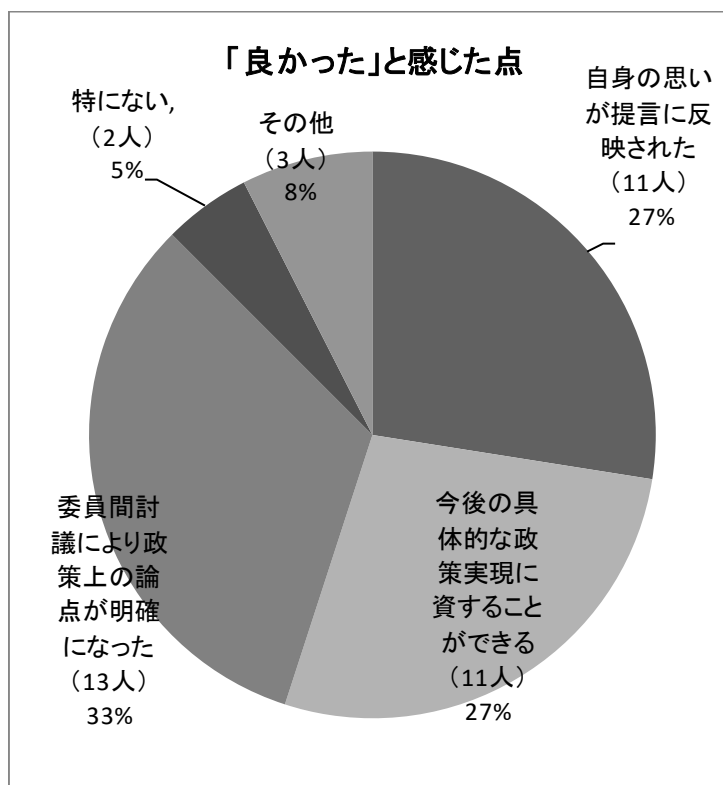
「政策提言型特別委員会」所属議員アンケートの集計結果

(アンケート回収数 24 / 全該当委員数 24)

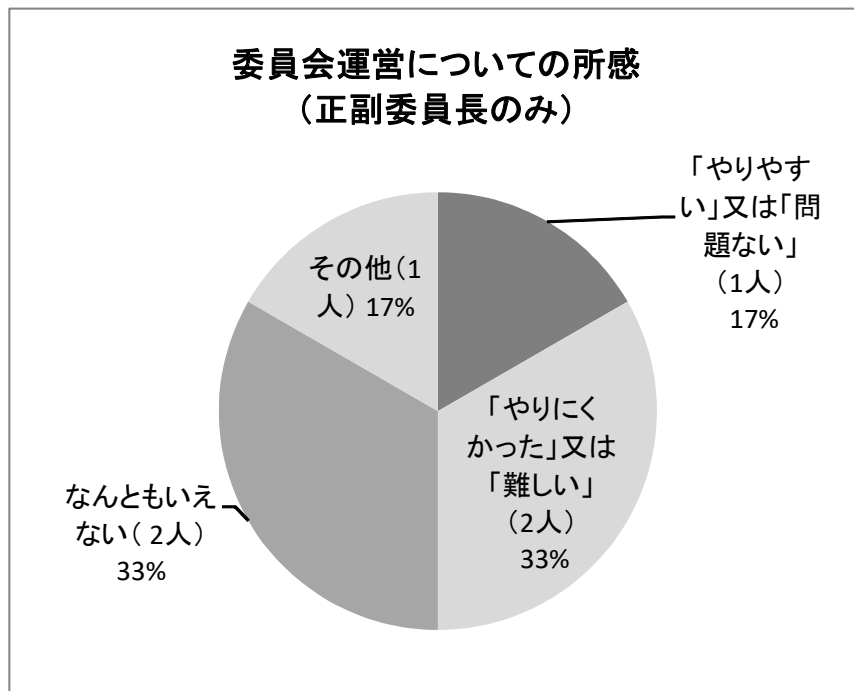
1 令和元年度の「政策提言型特別委員会」試行について



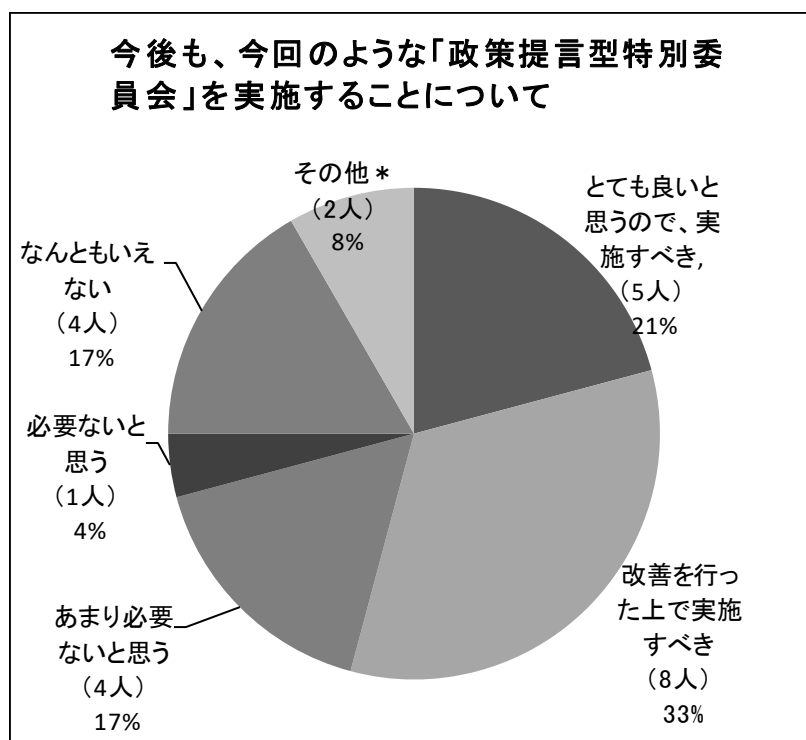
※いずれか1つの選択肢を回答



※複数回答あり



2 今後の取組について



自由記載欄に記載された主な意見

1 R1年度の試行についての意見（振り返り）

<取組を評価する意見>

- ・ 少しテーマを広くしたが、提言に繋げられた。
- ・ 委員会討議はとても良かった。また、参考人からの意見聴取や視察調査にも、今まで以上に目的意識を持つことができた。
- ・ テーマを絞り込んで、課題を深堀りできた。
- ・ 全委員が提言という目的を共有することが建設的な議論につながった。
- ・ 現地・現場の意見が反映された点がよかった。
- ・ 議員間討議により、直接各委員の考えを聞くことができ、それぞれにテーマに対する焦点が異なっていたことが明らかになったことが良かった。

<消極的評価、課題等の意見>

- ・ 開催回数が制限されている上、各会派の思惑も加わって、政策提言のテーマの選択を決めるのが大変だった。
- ・ 議論のための時間が少なかった。また、会派間の調整を要するため、提言内容が薄くなった。
- ・ スタートの段階でテーマの絞り込みを十分にできなかった。
- ・ テーマが広すぎ、1年間ではまとめるには無理があった。
- ・ 府に対する政策提言であるのに理事者を含めた議論が深められなかった。
- ・ テーマの選定について委員会運営が迷走していた。
- ・ 1年間に調査等も含めて4回程度の議論で政策提言まで行うことは難しい。
- ・ 第1回目から対立していた論点について、取扱いが決まらないまま最終盤まで回が進んでしまった。
- ・ 委員間討議は各委員が自分の主張、考え方を述べるため、焦点が一時広がりすぎた。

<その他の意見>

- ・ 提言の方向性やまとめ方、事務局との意思疎通については正副委員長の経験と技術を要する。
- ・ 論点整理も含め正副委員長の責務が大きい。

2 今後の取組についての意見

<今後の実施に関する意見>

- ・ 政策提言型を全ての委員会で実施するべきである。今回の2つの委員会の進め方を参考にすれば、議員力向上にもつながり政策上の論点も見えてくる。(池田)
- ・ まずは正しい知識を学ぶということが大切なテーマもあると思うので、政策提言型にこだわらず、テーマによっては柔軟に選択することも重要だと考える。(古林)
- ・ 議会として提言が必要なテーマでないものもあり、「政策提言型」と決める必要はない。研究・調査中心でよい。

<今後の方向性・改善案>

- ・ 最後の詰め段階(2定)にならないと、委員間討議でもあまり意見が出なかったもので、もっと早めから議論が必要である。
- ・ 一年という短い期間なので、次年度にどう引き継ぐかを検証するべきである。
- ・ 提言した内容が府政にどのように活かされたか文面で返してほしい。
- ・ 委員会の開催回数を増やすべきである。
- ・ 対立する論点は別途協議の上整理が必要である。
- ・ もう少し各議員、参考人、理事者間で議論ができれば良い。
- ・ ①「テーマを決める」②「意見の一致をはかる」の2つを1年で行うのは難しく、中長期の議論も検討すべきある。
- ・ 対立する論点については、毎委員会でその扱いを決定する必要がある。
- ・ テーマは1つに絞った上で、テーマに沿って多角的に意見を聴取できるよう参考人を招致してはどうか。
- ・ 次のような手順で進めることがよいのではないか。
 - ①テーマ・論点を初回委員会で絞る(正副で)
 - ②論点がズレた場合、その都度委員長が整理する。
 - ③残り3回の委員会でまとめる。
 - ④時間不足が生じる場合、別途委員会を持つ。
 - ⑤まとめられる範囲でまとめ上げる。

6/29（月）議会改革検討小委員会（第3回）
政策提言型特別委員会前委員長ヒアリングまとめ

1 前年度委員長の意見（要旨）

【四方前委員長（R1「子育て環境の充実に関する特別委員会」）】

（試行を踏まえた今後の方向性について）

- ・ 1年1回やっただけでは、あり方の結論は、出しにくいところがある。
- ・ 2、3回繰り返し、各委員が経験を得た上で、改善点や今後の方向性（改善して続けるのか、違う形にするのか）を検証する必要があるのではないかな。

（委員会運営について）

- ・ 初めての取組であり、ルールがまだ定まっていない部分（誰から誰への提言なのか、テーマの決め方（全会一致か多数決か正副委員長に一任か）、委員間討議は委員が会派の意見として議論するのか、個人的に意見するのか等）もあったので、運営が難しいと感じた。
- ・ 議論の内容が詰まってくるのは最後の方になったので、もう少し早い段階で議論を進めておくことが重要。

（提言の内容について）

- ・ 児童虐待防止条例の策定に係る提言については、茨城県議会での視察調査結果を踏まえ、議会には行政を監視する役割と、積極的に条例をつくらせて府政に働きかけをしていく役割があることに鑑み、そのような提言をしていこうという話になったものである。

【池田前委員長（R1「産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会」）】

（試行を踏まえた今後の方向性について）

- ・ 全ての特別委員会で1回はやってみる中で、今後の方向性を定めていくのではないかな。

（委員会運営について）

- ・ テーマの絞り方について、最初に幅を広げすぎたこともあり、最初はどう集約できるか分からなかったが、後の方になってくると、全会派が共通して活発に議論できる部分が見つかり、方向性をまとめることができた。
- ・ 提言のとりまとめ方のルールが定かでなく、議論の回数が足りないと感じた。

（提言の内容について）

- ・ 今回提言した項目が、どうなっていくのか、また、どう検証されるのかということも見ていく必要がある。

2 主な委員意見

(試行を踏まえた今後の方向性について)

- ・ 前期2年間の経験を、後期2年間のあり方の課題とし、特別委員会の任期を2年間とすることや、委員会をもう少し絞って議論することなども重要ではないかと感じている。
- ・ これまで、特別委員会のあり方検討を行ってきた中で、常任委員会の「焼き増し」ではなく、特定のテーマを深掘りして、委員間討議を行う「政策提言型」という一定の成果を得た。
 今後は、コロナなど、緊急事態が発生するような事態等も踏まえ、「2年間のテーマ固定・5つ前提」ではなく）自在にテーマを組んだり、人数もその都度考えたりするような（複数の特別委員会に所属することも含め）柔軟なあり方も検討すべきではないか。

(委員会運営について)

- ・ 提言については、提言先や理事者側への要求、議会改革にどう結び付けていくかが大切。ルールが曖昧なまま提言をすることになったので、まとめ方をもう少し議論してもよいと思う。
- ・ 「政策提言型」では、正副委員長の役割の重要性が改めて浮き彫りになったと思う。課題として、時間的制約やテーマの設定方法等に係るルールの問題はあるのかもしれないが、所属委員の意向を事前に汲んだり調整したりする運営能力が問われている。そうした能力のある議員が相応しく正副委員長に選ばれていくことが必要。ルールの議論が一定必要としても、取りまとめルールは正副委員長が議論して決めていくというのが本来。その総括がない中で、まずルールありきというのは本末転倒ではないか。

(提言の内容について)

- ・ 提言については、提言先や理事者側への要求、議会改革にどう結び付けていくかが大切。【再掲】
- ・ 条例については、他の県や自治体での経験を見聞きし、議員提案の条例を進んで作成していかなければならないという投げかけであると思う。
- ・ 条例については、この1年で立法事実がどこにあるのかという詳細が詰められたとは思わない。そうした中で「条例が必要」といつってしまうのは、議長に提言して知事に出すということを考えると、当局にとって重すぎる。今回は、試行であったのでよいが、慎重さも必要。
 認識の深さや全体の討論なしに出すということは、条例という形式を採る以上、単純なものではない。今後検討や総括が必要。政策調整会議の役割とのバランス感覚も要る。

(今後の特別委員会のあり方について)

- ・ 「政策提言型」の検討を入口として、特別委員会の全体の検討を行う必要があると考えるが、「特別委員会の数がどうか」や「全員参加がどうか」ということも、検討の形としてはあるのだろうが) 議員・議会のスキルを上げていく、調査研究能力を高めるということが、大きな課題ではないか。

そうした認識に立てば、京都府議会では、特別委員会は常設的にやってきたので、今後も全員参加でやるべきと思うが、その上で、今回のコロナのような緊急事態が発生したときに、常任委員会で対応する場合のほか、特別委員会で緊急的に対応するような機動的な運用もできるような検討も必要ではないか。

- ・ これまで、特別委員会のあり方検討を行ってきた中で、常任委員会の「焼き増し」ではなく、特定のテーマを深掘りして、委員間討議を行う「政策提言型」という一定の成果を得た。

今後は、コロナなど、緊急事態が発生するような事態等も踏まえ、「2年間のテーマ固定・5つ前提」ではなく) 自在にテーマを組んだり、人数もその都度考えたりするような(複数の特別委員会に所属することも含め)柔軟なあり方も検討すべきではないか。【再掲】

- ・ 前期2年間の経験を、後期2年間のあり方の課題とし、特別委員会の任期を2年間とすることや、委員会をもう少し絞って議論することなども重要ではないかと感じている。【再掲】

令和元年 7 月 3 日

議会改革に関する諮問書

- 京都府議会は、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けたさまざまな議会改革の取組を実施してきたところである。
- 前期の 4 年間ににおいては、議会運営委員会に設置された議会改革検討小委員会を中心に、議会改革の検討が進められ、また、政策調整会議や広報広聴会議においても、それぞれ議会の政策機能・広報広聴機能を強化する取組が実施されたところ、これらの議会改革の成果については、今期に、さらに、将来に向けて、確実につなげていく必要がある。
- そもそも議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮するためには、議会改革に関する不断の検討を行うことが求められる。
- 少子高齢化、人口減少という社会情勢にある中で、これらを見据え、新しい総合計画を策定しようという今、私たち府議会に求められていると考える「議員力」・「議会力」を高める取組について、議会改革の課題として、次の検討をお願いしたい。
 - 1 選挙区ごとに選出される議員には、それぞれの地域の課題や要望をしっかりと把握し、地域の多様な可能性を感じながら、それらを府域全体の発展に資する府政の方針・政策・施策として鍛え上げる力量が求められており、そのための議員力向上の取組の実施検討
 - 2 二元代表制の一翼を担う議会は、知事等の執行機関に対する政策提言という重要な機能を有しており、その機能が今まで以上に機動的かつ効果的に発揮される、議会・委員会運営のあり方の検討（試行の検証を含む。）

議会力を高める府議会・委員会のあり方に関する検討結果 (1次答申)の骨子 - 議会改革検討小委員会 - (令和2年3月)

1 検討の経過

(1) 議長からの議会改革の取組に関する諮問

令和元年7月3日、議長から議会運営委員会に対し、議会改革の課題として、「議員力」や「議会力」を高める取組を検討するよう諮問が行われた。

(2) 議会改革検討小委員会における検討

議長からの諮問を受け、「議会力」に係る諮問に関し検討を行うため、議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置。まずは、2箇年で検討を行うべき項目（論点）及び検討の進め方を次のとおり整理した。

検討年度	「議会力」を高めるための検討項目（論点）
ア R元年度	「意見・提言」・「請願・陳情」のあり方
イ R2年度	「特別委員会」（政策提言型を含む。）のあり方

今年度は、上記のアの項目について、委員から出された意見をもとに、議長諮問事項に係る1次答申として、小委員会の検討結果をとりまとめたものである。

◆ 議会改革検討小委員会の概要

1) 委員長 荒巻 隆三（自民）

同 委員 自民) 菅谷 寛志、能勢 昌博、岸本 裕一、家元 優、宮下友紀子
共産) 光永 敦彦、浜田 良之
府民) 平井 斉己、堤 淳太
公明) 諸岡 美津、小鍛冶義広

2) 開催状況 計8回（令和元年7月4日～令和2年3月2日）

2 検討結果 (詳細は、答申本体に記載のとおり)

(1) 本会議での「意見・提言」の実施について（提言）

○ 府議会では、府政の運営や予算の編成に府民の思いを反映させる「議会力」発揮の取組として、予算・決算各特別委員会での審議を通じ、執行機関に対する指摘や要望を全会派の総意として集約し、「意見・提言」として知事に提出しているところ。

◎ この「意見・提言」は、閉会後に、副議長並びに特別委員会の正副委員長及び幹事並びに副知事の立会の下、議長から知事に文書を手交するという方法で行ってきたが、それに加え、本会議に出席する理事者に対し、また、傍聴者やネット視聴中の府民に対し、いっそう府議会の意思であることを明確に表わし、「議会力」の更なる発揮につなげるため、次年度から、全議員が出席する本会議の委員長報告の中でも「意見・提言」を行うこととしてはどうか。

(この場合の委員長報告の基本例・イメージ等は、答申本体に具体的に提示)

(2) その他の検討結果

- ・ 二元代表制の下で、府議会の権能を最大限に発揮する観点から、当初予算（知事選後の肉付け補正予算を含む）・決算審議を踏まえた「意見・提言」を行っていくことの必要性・重要性を再確認
- ・ また、上記の「意見・提言」の取りまとめ方について議論し、今後の取扱いと更なる検討の必要性を確認
- ・ 「多くの府民からの請願」は「重み」として受け止めるものであることなど、請願の審査・処理の考え方を再確認
- ・ 以上のほか、各委員から述べられた意見を答申において整理することで、今後の議論に資することとする。

議会改革に関する検討組織の設置について

1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

2 構 成 等

- (1) 委員会は、委員 12 人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 小委員会は、議会運営委員会条例に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

3 作業部会

- (1) 小委員会に、府議会の ICT 化に関する実施計画案を作成させるための作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、委員のうちから小委員長が指名する委員 5 人をもって構成する。
- (3) 作業部会長は、作業部会に属する委員の互選により選出する。

4 運 営

- (1) 公 開 傍聴については、議会運営委員会に準じる。なお、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

5 検討事項

- (1) 議会力を高める府議会・委員会のあり方の検討
 - ア 特別委員会のあり方の検討
 - (ア) 「政策提言型特別委員会」の検証と今後の運営に関する検討
 - (イ) 特別委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非等に関する検討
 - イ その他の検討
- (2) 議員力・議会力を高める府議会の ICT 化の検討（ペーパーレス委員会の試行を含む。）

6 その他

小委員会は、5の(2)の検討事項に関し、ICTを活用した広報又は広聴に関する事項の検討を行うに当たっては、広報広聴会議に対し、必要な検討を要請することができる。